

平成25年第1回臨時会

# 東吾妻町議会会議録

平成25年5月13日 開会

平成25年5月13日 閉会

東吾妻町議会

## 平成25年東吾妻町議会第1回臨時会会議録目次

### 第1号（5月13日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席議員	2
○欠席議員	2
○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○職務のため出席した者	2
○議長挨拶	3
○町長挨拶	3
○開会及び開議の宣告	4
○議事日程の報告	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○承認第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	5
○承認第2号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	8
○承認第3号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	10
○議案第2号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	12
○議案第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決	25
○日程の追加	33
○議長の辞職について	33
○日程の追加	34
○選挙第1号 議長選挙	35
○日程の追加	37
○副議長の辞職について	37
○日程の追加	38
○選挙第2号 副議長選挙	38
○常任委員会委員の選任について	40
○日程の追加	41

○常任委員会委員長・副委員長の互選結果の報告	4 1
○議会運営委員会委員の選任について	4 2
○日程の追加	4 3
○議会運営委員会委員長・副委員長の互選結果の報告	4 3
○日程の追加	4 4
○八ッ場ダム対策特別委員会委員の辞任について	4 4
○日程の追加	4 5
○行財政改革推進特別委員会委員の辞任について	4 5
○日程の追加	4 6
○議会広報対策特別委員会委員の辞任について	4 6
○日程の追加	4 7
○東日本大震災復興対策特別委員会委員の辞任について	4 7
○日程の追加	4 8
○中学校統合等対策特別委員会委員の辞任について	4 8
○日程の追加	4 8
○特別委員会委員の補充について	4 9
○日程の追加	5 0
○議席の変更について	5 0
○日程の追加	5 0
○閉会中の継続審査（調査）事件について	5 1
○閉会の宣告	5 2
○署名議員	5 3

## 平成25年東吾妻町議会第1回臨時会

### 議事日程(第1号)

平成25年5月13日(月)午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 承認第1号 専決処分の承認について(平成24年度東吾妻町一般会計補正予算(第7号))
- 第4 承認第2号 専決処分の承認について(東吾妻町税条例の一部を改正する条例)
- 第5 承認第3号 専決処分の承認について(東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 第6 議案第2号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第7 議案第1号 平成25年度東吾妻町一般会計補正予算(第1号)
- 第8 常任委員会委員の選任について
- 第9 議会運営委員会委員の選任について

### 本日の会議に付した事件

日程第9まで議事日程に同じ

- 追加日程 第1 議長の辞職について
- 追加日程 第2 選挙第1号 議長選挙
- 追加日程 第3 副議長の辞職について
- 追加日程 第4 選挙第2号 副議長選挙
- 追加日程 第5 常任委員会委員長・副委員長の互選結果の報告
- 追加日程 第6 議会運営委員会委員長・副委員長の互選結果の報告
- 追加日程 第7 八ッ場ダム対策特別委員会委員の辞任について
- 追加日程 第8 行財政改革推進特別委員会委員の辞任について
- 追加日程 第9 議会広報対策特別委員会委員の辞任について
- 追加日程 第10 東日本大震災復興対策特別委員会委員の辞任について
- 追加日程 第11 中学校統合等対策特別委員会委員の辞任について

追加日程 第12 特別委員会委員の補充について

追加日程 第13 議席の変更について

追加日程 第14 閉会中の継続審査（調査）事件について

#### 出席議員（14名）

1番	菅谷光重君	2番	佐藤聡一君
3番	根津光儀君	4番	樹下啓示君
5番	山田信行君	6番	水出英治君
7番	轟徳三君	8番	茂木恒二君
9番	金澤敏君	10番	青柳はるみ君
11番	須崎幸一君	12番	浦野政衛君
13番	一場明夫君	14番	橋爪英夫君

（※議事の後半で議席の変更あり 1番 橋爪英夫 14番 菅谷光重）

#### 欠席議員（なし）

#### 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	中澤恒喜君	副町長	渡辺三司君
教育長	高橋啓一君	総務課長	角田輝明君
企画課長	佐藤喜知雄君	保健福祉課長	加辺光一君
町民課長	本多利信君	税務会計課長 兼会計管理者	松井秀之君
産業課長	丸山和政君	建設課長	加辺茂君
上下水道課長	土屋利夫君	事業課長	轟馨君
教育課長	中井充君		

#### 職務のため出席した者

議会事務局長	田中康夫	議事係	水出悟
総務課主事	湯本亮一	事務局長	

---

◎議長挨拶

○議長（菅谷光重君） 皆さん、改めまして、おはようございます。お世話になります。

一雨ありまして、田植えの準備も始まり、町内の田畑は活気づいてまいりました。

ここに平成25年第1回臨時会が招集されましたところ、公私ともにご多忙の折ご参集を賜り、ここに開会できますことに対し、厚くお礼を申し上げます。

本日の平成25年第1回臨時会は、任期満了に伴う常任委員会委員及び議会運営委員会委員の改選のため、議長から招集願いを行ったものであります。その他付議事件として、町長提出議案等5件が付されております。

十分な審議をお願い申し上げ、開会に当たっての挨拶といたします。

本日は傍聴の申し出があり、これを許可いたしました。

傍聴される方に申し上げますが、傍聴人の心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようお願いをいたします。また、傍聴席にあります議案等の傍聴用資料につきましては、お帰りの際にお返しをくださいますようあわせてお願いを申し上げます。

---

◎町長挨拶

○議長（菅谷光重君） 開会に当たり、町長の挨拶をお願いいたします。

町長どうぞ。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） おはようございます。

平成25年第1回臨時会の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

5月の若葉が一段とまぶしく、光輝く季節を迎えました。議員各位には何かとご多忙のところご出席を賜り、ここに開催できますことに対し、厚く御礼を申し上げます。

本日の臨時会では、平成24年度東吾妻町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認など3件、東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例及び平成25年度東吾妻町一般会計補正予算（第1号）をお願いするものであります。

提案理由につきましては別に説明させていただきますが、慎重審議の上、ご議決くださいますようお願いを申し上げます、開会の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

---

#### ◎開会及び開議の宣告

○議長（菅谷光重君） ただいまより平成25年第1回臨時会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

---

#### ◎議事日程の報告

○議長（菅谷光重君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。議事日程に従い会議を進めてまいります。

---

#### ◎会議録署名議員の指名

○議長（菅谷光重君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員の指名は会議規則第125条の規定により、2番、佐藤聡一議員、3番、根津光儀議員、4番、樹下啓示議員を指名いたします。

---

#### ◎会期の決定

○議長（菅谷光重君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（菅谷光重君） 異議なしと認め、会期は本日1日と決定をいたしました。

---

◎承認第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第3、承認第1号 専決処分の承認について（平成24年度東吾妻町一般会計補正予算（第7号））を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 承認第1号 平成24年度東吾妻町一般会計補正予算（第7号）の専決処分の承認について、提案理由の説明をいたします。

今回の補正は、繰越明許費の補正でございます。12月補正及び3月補正で繰越明許費をお願いいたしました事業で、金額に変更が生じたものが2事業ございます。また、請負業者が倒産をしたために事務の遅延等が発生したことにより繰越明許費の追加が1事業ございますので、地方自治法第179条第1項の規定により、3月29日付で専決処分し、告示いたしました。

詳細につきましては、それぞれの担当課長より説明させますので、ご承認くださいますようお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） お世話になります。

それでは、1ページをお願いしたいと思います。

今回承認をいただく専決処分は、先ほど町長が説明申し上げましたとおり、繰越明許費の補正でございます。内容的には、繰越明許費の追加及び変更でございます。

2ページをお願いしたいと思います。

最初に、繰越明許費の補正でございます。これは、工事を請け負った業者が倒産の事態に陥ったことによって、事務の遅延及び増加に日数を要したための繰越明許費の追加でございます。

次に、その下の2の繰越明許費の変更でございますが、県営土地改良事業の繰り越しに伴

う金額の変更及び植栗・山根地区農道整備事業の増による変更でございます。

以上でございますが、緊急を要する事件ということでの専決でございますので、ご審議をいただきまして、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

ここで質疑を行います。どうぞ。

13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） ちょっと1つだけ確認したいんですが、追加ということで、事業を請け負った業者が倒産したんだと。これはちょっと議案調査でも聞いたんですが、ある意味やむを得ない事情なんだと思いますけれども、余りこういう経験がなかったんでちょっと確認したかったんですけれども、一旦請けていた業者が倒産してその事業を執行することができなくなったと。その次、引き継ぐに当たって、再度どこかと契約をして、事業をやるほうですね、事業をやるには再度契約して事業執行していく。そのためには引き継ぎも含めていろいろなものに間に合わないんで、やむを得ず繰り越しにしたんだよという説明だったのかなと思うんですが、その切りかえの契約とか、そういう作業というのはどんな形でやられるんですか。私も、ちょっとこれケースに例がないんで確認したかったんですけれども、説明いただけますか。

○議長（菅谷光重君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） 請け負った業者が倒産したわけですが、そこの実施してある分については一度精算をして、残事業について新たに入札にかけて発注をしていくということになると思います。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。そうすると、この935万9,000円というのは残事業の分という説明だったのかなと思いますが、私がちょっとそれよく聞き取れなかったもんですから、それで再度入札をした結果、新しい業者が決まって、その部分をそっくり935万9,000円、残事業分を繰り越したというふうに解釈すればよろしいんですか。

○議長（菅谷光重君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） この金額の中には既に執行、現場のほうを完成している部分も含まれておりますので、実際は24年度に前払い金として支払った部分を除いて、全部繰り越しをさせていただいております。現場のほう確認とれて精算ができた時点で、支払いの部分と

新たに入札にかける部分と含まれて繰り越しをさせていただいております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。そうすると、やはりちょっと違うんですね。わかりました。そういう意味で繰り越したんだということなんですが、前の業者に払う部分との整理というのは非常に難しい部分もあるのかなという気もしますけれども、まあ、それは実際の出来高で払うんだとは思いますが、1つ心配したのは、その会計処理上が、こううまくできるのかなという部分なんですけれども、それがもう整理ついて、この金額で整理がついたのがこれだというふうに解釈すればよろしいんですね。

○議長（菅谷光重君） 建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） 予定されている工事をこの範囲でやっていきたいということで、この金額を繰り越しにさせていただきました。

○議長（菅谷光重君） ほかにどうぞ。

8番、茂木議員。

○8番（茂木恒二君） 専決処分ということなんですけれども、ほかの議会なんかを見ても、3件か4件の専決処分が新聞に報道されていますけれども、私の認識は、専決処分というのは本来議会が議決すべきものを、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることを認めるときというのが専決処分の条件になっていると思います。ですから、今、業者の倒産とかいろいろありましたけれども、果たして本当にいとまがないのかということになると、それが説明だけではちょっとわからないところがあります。ですから、これは意見とかお願いなんですけれども、専決処分とはあくまでも例外規定だと私は思っているんですが、可能な限り、議会招集等の手続も含めて本当に時間的に余裕がなかったのかどうかという面も含めて、特に専決処分についてはその辺の説明を今後ぜひ詳細にお願いしたいと思います。これは企画課長、いいですか。

○議長（菅谷光重君） 企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） ご意見を賜りまして、これからそこも踏まえまして慎重に対応していきたいというふうに思っております。

○議長（菅谷光重君） ほかにどうぞ。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 自由討議、特にないようでありますので、自由討議を打ち切ります。  
討論を行います。

(発言する者なし)

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。  
お諮りいたします。本件につきましては、町長報告のとおりこれを承認することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長（菅谷光重君） 起立全員。  
したがって、本件は承認をすることに決定をいたしました。

---

#### ◎承認第2号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第4、承認第2号 専決処分の承認について（東吾妻町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。  
提案理由の説明を願います。  
町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長（中澤恒喜君） 承認第2号 東吾妻町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

国において平成25年3月30日公布、3月30日施行の地方税法の一部を改正する法律が成立いたしました。この改正を受けて、3月30日施行に係る東吾妻町税条例の一部改正について、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、告示し、施行いたしました。この専決処分の承認をいただくものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。  
税務会計課長。

○税務会計課長（松井秀之君） お世話になります。

今回の改正につきましては、先ほど町長が申しあげましたように、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月29日に国会で可決となり、30日に公布、施行されたことに伴う町税条例の一部改正でございます。

町税条例につきましても地方税法に合わせ3月30日に公布、4月1日施行としなければならぬため専決処分とさせていただきます。

改正の内容の詳細について説明させていただきます。

新旧対照表の1ページ目の第54条5項につきましては固定資産税の、2ページ目の第131条第4項につきましては特別土地保有税の納税義務者についての整理でございます。

今回の改正につきましては、ともに独立行政法人森林総合研究所が行う仮換地等の指定を伴う特定中山間保全整備事業及び農用地総合整備事業、これは旧緑資源機構から継承した事業でございますが、平成24年度中に完了したことに伴う規定整備でございます。

以上、雑駁ですが、提案説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

ここで質疑を行います。どうぞ。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようでありますので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。どうぞ。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にないようでありますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、町長報告のとおりこれを承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は承認することに決定をいたしました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第5、承認第3号 専決処分の承認について（東吾妻町税国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 承認第3号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案理由の説明を申し上げます。

東吾妻町税条例の一部を改正する条例の承認と同じ理由でございますが、国において平成25年3月30日公布、3月30日施行の地方税法の一部を改正する法律が成立したことを受け、東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正し、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、告示し、施行いたしました。この専決処分の承認をいただくものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご承認くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明を願います。

税務会計課長。

○税務会計課長（松井秀之君） お世話になります。

先ほどの改正と同様に、地方税法の一部を改正する法律が平成25年3月29日に国会で可決となり、30日に公布、施行されたことに伴う町国民健康保険税条例の一部改正でございます。

この地方税法の改正につきましては、平成20年度に後期高齢者医療制度が導入された際に、激変緩和措置のための軽減措置が5年間の期限で設けられ、その期限が本年3月末に終了したための改正でございます。

後期高齢者医療制度導入による軽減措置につきましては、お配りした別紙1の保険税軽減制度に係る特例、別紙2の世帯別平等割に係る配慮でございます。

新旧対照表をごらんください。

第5条の2につきましては、医療分の世帯割平等額の規定でございます。

右側、改正前の第5条の2第1号の下線の部分でございますが、国保の被保険者であった者が後期高齢者制度に移行することになった場合の国保税の軽減判定、所得の算定の特例が5年と限られていましたが、この条文を削除して恒久化するものでございます。

資料1で説明させていただきます。

保険税軽減制度に係る特例でございますが、例1につきましては、国保加入者である世帯主と世帯主以外の国保加入者が2人、国保から後期高齢者医療制度に移行した特定同一世帯所属者の1人の4人世帯で5割軽減のケースでございます。

改正前では5割軽減が打ち切られる世帯の所得額は106万5,000円以下の場合となっておりますが、国保から後期高齢者医療制度に移行して5年経過した場合は、特定同一世帯所属者は計算から除かれるため82万円以下となります。これを後期高齢者医療制度に移行して5年が経過しても特定同一世帯所属者を計算に含み106万5,000円以下のまま継続させるための改正でございます。

例2につきましては、2割軽減が受けられる世帯のケースですが、軽減対象所得が173万円から138万円となるものを173万円のまま継続させるというものです。

新旧対照表にお戻り願います。

改正後の第5条の2第1号下線の部分でございますが、最初の下線につきましては文言の整理でございます。

次の下線につきましては、資料2で説明させていただきたいと思えます。

もともと国保の2人世帯で他の世帯員が後期高齢者医療制度に移行して国保の被保険者でなくなったため、1人だけが国保に残った世帯を特定世帯といたしますが、この図の場合、国保加入者がA、Bの2人世帯であったものが、Bが後期高齢者医療制度へ移行して国保の被保険者でなくなり、A1人だけが国保に残ったケースで、この世帯が特定世帯としての期間が終了した場合、5年経過した場合なんですが、左の改正前ではいきなり軽減措置がなくなります。右の図のように改正により新たに特定継続世帯として軽減措置を4分の1として3年間延長させる制度でございます。

なお、特定継続世帯としての期間が終了した場合は、軽減措置はなくなります。したがって、新たに追加した3号の特定継続世帯の課税額につきましては、第1号の額2万2,000円の4分の3で1万6,500円となります。この補助につきましては、国保医療分の世帯別平等割の課税額でございます。

第7条の3につきましては、後期高齢者支援に係る世帯別平等割の課税額でございますが、第1号は特定世帯及び特定継続世帯とし、第3号は特定継続世帯を追加します。税額は第1号の税額8,000円の4分の3となり6,000円となります。

第23条につきましては、国保税の軽減の規定でございます。第1号は7割、第2号は5割、

第3号は2割を本税から減額して課税額とする規定となっております。第1号、第2号、第3号ともに共通して、イは医療分、エは後期高齢者支援分でございます。各号のイびエの（ア）は特定世帯及び特定継続世帯とし、（ウ）では特定継続世帯を追加し、金額はアの金額の4分の3となっております。

附則15につきましては、地方税法改正による項ずれでございます。

以上、雑駁ですが、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

ここで質疑を行います。どうぞ。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 自由討議、特にないようでありますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件につきましては、町長報告のとおりこれを承認することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は承認することに決定をいたしました。

---

#### ◎議案第2号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長（菅谷光重君） 日程第6、議案第2号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

（町長 中澤恒喜君 登壇）

○町長（中澤恒喜君） 議案第2号 東吾妻町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

東吾妻町では、医療の高度化や被保険者の高齢化等によって医療費がふえ続けており、ふえ続ける保険給付費に見合う財源を確保するため、国民健康保険税の税率を改正し、国民健康保険の健全な運営を図るものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明させますので、ご審議をいただき、ご議決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

税務会計課長。

○税務会計課長（松井秀之君） お世話になります。

国民健康保険税の税率改正についてご説明させていただきます。

昨年12月の第4回定例会に国民健康保険税の税率改正をお願いいたしましたが、結果は措置等がなされていないため等の理由によりましてご賛同いただけなかったことを踏まえまして、再度町の国民健康保険の運営協議会に税率改正の諮問をお願いいたしましたところ、激変緩和措置として上げ幅を前回の上げ幅の2分の1とする旨の答申をいただきましたので、今回条例の一部を改正をお願いすることになりました。

それでは、内容についてご説明をさせていただきます。

お配りした資料でございますが、資料1につきましては、今回お願いいたします改正案でございます。資料2につきましては、12月にお願いした改正案を平成25年4月現在で試算したものでございます。ともに所得割の計算基礎額につきましては、今年度の所得が反映できるようになるのは6月中旬以降となるため、昨年度の所得で試算いたしましたので、本年度の所得が確定した場合、数字は変わることをご承知願いたいと思います。

下の比較表をごらんください。

今回お願いする改正案は、前回お願いいたしましたものと比較し、所得割、均等割ともに2分の1の上げ幅でございます。

続いて、新旧対象をごらんいただきたいと思います。

3条は医療分の所得割を5%から6%に、5条は医療分の均等割額を1万8,000円から2万500円に、6条は後期高齢者支援金等の所得割額を2%から2.25%に、7条の2は後期高齢者支援金等の均等割を6,000円から7,000円に、第8条につきましては介護納付金の所得割額を1.8%から1.9%に、第9条の2は、介護納付金の均等割額を7,000円から7,500円に

改正するものでございます。

23条につきましては軽減措置でございます。税率改正を行うことにより軽減額が変わるための措置でございます。第1号につきましては7割軽減でございます、アにつきましては医療分の均等割額を1人につき1万2,600円を1万4,350円に、ウにつきましては後期高齢者支援金等の均等割額を1人につき4,200円を4,900円に、オにつきましては介護納付金の均等割を1人につき4,900円を5,250円に、第2号につきましては5割軽減でございます。アにつきましては医療分の均等割額を1人につき9,000円を1万1,250円に、ウにつきましては後期高齢者支援金の均等割額を1人につき3,000円を3,500円に、オにつきましては介護納付金の均等割額を1人につき3,500円を4,000円に、第3号につきましては2割軽減でございます。アにつきましては医療分の均等割額を1人につき3,600円を4,100円に、ウにつきましては後期高齢者支援金等の均等割額を1人につき1,200円を1,400円に、オにつきましては介護納付金の均等割額を1人につき1,400円を1,500円に改正するものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 何点か確認お願いしたいと思います。

1点は、町民課でも、お話ししたんですけれども、先ほど税務会計課長の話ですと、昨年度の実績というんですか所得の実績が6月中旬でないと確定できないというような説明があったんですが、多分1月時点である程度押さえているんだと思うんですけれども、見込みというのは全くわかりませんか。

それともう一つ、医療費がどのくらいの実績が出そうだという見込みというんですかね、それは町民課のほうではわかりませんか。その辺2点、まずお願いしたいんです。

○議長（菅谷光重君） 税務会計課長。

○税務会計課長（松井秀之君） 電算のほうに確認いたしましたところ、6月の町県民税の普通徴収が賦課されてからでないとデータは持ち出せないということで、ちょっとわからないのが実情です。

（「じゃ、見込みというのも……」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 税務会計課長。

○税務会計課長（松井秀之君） 申しわけございません。押さえておりません。

○議長（菅谷光重君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） お世話になります。

24年度の保険給付費につきましては、補正の段階では14億5,000万円ほど予定をしておりましたが、大体13億8,000万円ぐらいで済みそうということで、大分24年度につきましては上げ幅が少なかったというようなことをございます。実際的におきますと、20年度から見ますと、20年度から21年度につきましては約7%ほど上がりまして、22年度につきましては1%ほど上がりまして、23年度につきましては、また7%ほど上がりまして、24年度につきましては1%ぐらいの上げ幅ということをございました。当初24年度につきましてはインフルエンザ、またノロウイルス等が蔓延するということをございまして、もう少し保険給付費が上がるような意味合いで予定しておりましたが、大体この金額に落ちつきそうをございますので、よろしくお願いいいたします。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。そうすると、所得のほうはまだわからないということなんですが、多分見込みでも大幅な変わりは多分ないんだと思いますが、それはある程度それをベースとしたとして、今の話ですと、予定より町民課長の話ですと、見込みより8,000万円ぐらいは浮いたというような説明だったような気がしますが、そういう意味でよろしいんですか。

○議長（菅谷光重君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） そのようなことをございます。よろしくお願いたします。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） そうしますと、国保会計自体は法定外の繰入金というような形で24年度に、たしか1億円程度入れているんだと思いますが、そうすると、国保会計事業自体は少しそれらを入れると、多少25年度その分が余裕ができるという解釈でいいんですかね。

○議長（菅谷光重君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 議員のおっしゃるとおりをございまして、25年度予算につきましては前よりは8,000万円ほど余裕というのか多くなったということをございますので、お願いいいたします。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。そうすると、ことし25年度で一般会計からまた法定外ということで1億円ほど繰り入れていて、その枠の中でという前提でいたんだと思いますが、

3月定例会に出なかったんですが、それを要するに、昨年の12月に提案した中の半分程度を今回上げていきたい。その理由というのが多分、私もわかりますけれども、やはり受益者が負担するというのが原則だという考え方なんだと思いますけれども、考え方としてこれである程度間に合うような状況があれば、どうすればいいんですかね、町長に聞いたほうがいいんですかね、間に合うような状況があるのであれば、一般会計からの繰り入れを減らすとかという減額するとかという措置を講じるような考え方を持っていますか。その辺のところをちょっと確認したいんですけれども、町長どうでしょう。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） そのご質問につきましては、これからの推移をしっかりと見きわめて判断をしていくことだと思いますけれども、そのようなことも考えられるというふうに思います。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。それが賢明なのかなと思います。要は、会計自体は非常に町村レベルで運営していくのが厳しい状態になっているんだと思いますので、そういった意味では一旦そういう判断をしていますから、基金的なものは一旦入れるという議決をしている以上は、それらも1つベースにして安定化を図っていくような仕組みをつくっていくのがいいかなと思いますけれども、そうでないと、これを上げていく意味というのがちょっと理解できなくなってくるので、その辺のところはそれをお願いしたいと思います。

それと、安定化計画、3月につくると言っていたのがつくらなくて、25年度中につくんだと言っていますけれども、この辺との整合性というのをきちんと諮っていく必要があるんだと思っていますが、その辺の進みぐあいというかそれとの整合性って、町民課長、どのくらい進んでいますか。

○議長（菅谷光重君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 現在運営協議会におきまして、4月に1回開きました。その中におきまして安定化計画を策定したいということで皆様方に今、ご検討をお願いしているところでございまして、ただ、実際におきまして今このような形で基準外繰り入れが大変大きいような状況におきまして、安定化計画になるのかどうかということがちょっと疑問ということが残りまして、当然その中におきまして、ちょうどきょう議会でございますので、安定化計画の中で実際税率をこのぐらい上げていくんだということを明記してよろしいのであれば、そのようなことで入れていきたいというようなことで協議会の中でも検討しております

ので、ことしじゅうには出したいというようなことで考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） もう少しお願いします。わかりました。安定化計画というのが、やはり1つ、ベースでつくっているということですので、それとの整合性が大切なのかなと思いますので、ぜひその辺の調整をお願いしたいと思いますが、もう1点、先ほどちょっと言いましたが、もう既に多分町村レベルでこういった制度を維持していくのが厳しい状況にあるんだと思いますが、広域化の動きというのが当然あるんだと思いますが、その辺の見込みがあれば、ある程度安定化計画なんかもそれを見越してというか、それをもとにつくれるような気がするんですが、その辺のところの動きというのは、ここで説明できるような部分がありますか、課長。

○議長（菅谷光重君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 今、議員がおっしゃるように、やはり広域化ということにおきましては、今、県でも準備会的なことを行いまして、今年度におきましては会議をもって今後検討していくということのような内容になっておりますので、近々また会議が開催されて各町村の意見等が集約されると思いますので、また集約された段階におきましては、議員の皆様にお知らせしたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。その辺の方向がどのくらいで出るかということで、大体国保のほうも、町としてはどういうふうと考えていけばいいかというような方向が出てくるような気がしますんで、情報を早目につないでいただいて町も議会も一緒になって議論していく、また方向を出していくということが大切だと思いますので、その辺のところはお願いしたいと思います。

もう1点、一番心配しているのは、3月に出していただければそんなに心配しなかったんですが、町民課長にお聞きしたところ、7月からたしか徴収されるというような話でお聞きしたんですが、周知期間が2カ月程度になるんだと思いますが、この辺のところの準備とか、これからの予定をどのようにお考えですか。ごめんなさい、聞くのは税務会計課長ですかね、はい、お願いします。

○議長（菅谷光重君） 税務会計課長。

○税務会計課長（松井秀之君） 周知につきましては、この議会が終了した段階で広報、回覧、

チラシ等でしていきたいと考えています。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 過去の事例で挙げるたびに町民からクレームが相当来るんだと思いますけれども、今回はある意味、調定額ベースですかね、18.71が9.43ということで10%未満には落ちましたんで、同じでもそれは内場なのかなと、内輪なのかなと思うんですけども、その辺のところをよく理解していただくような説明というんですかね、それが必要だと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

それと、もう一つ、私も12月の定例会のときにちょっと上げ幅が大き過ぎるというようなことでお話しした経緯がありますので、今回はある意味それに趣旨等、合致するような内容だと思いますので、受益者負担の原則というのがありますから、当面これでやってみて、また状況を見ながら判断していくということでいいんだと思いますけれども、私が言っているように、これで一旦スタートしてみて、また国保の運営協議会ですか、そういったところと協議しながら、必要があればどこかでまた諮問するなりして、それをベースに上げていくという考え方で進めるということによろしいですか、課長。

○議長（菅谷光重君） 税務会計課長。

○税務会計課長（松井秀之君） はい、議員さんのおっしゃるように考えております。

以上です。

○議長（菅谷光重君） ほかにどうぞ。

9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） 少し伺いたいと思いますけれども、12月議会に提出されて否決された、そして3月議会の予算の中では基準外繰り入れとして入れていくと。町民に、じゃ、どういう周知徹底して、今度の今年度の12月議会あたりに今度の値上げを出したいんだというような発言だったんですけども、ここへ来て、また値上げの条例案が出てきたということなんですけれども、広報を通じて何度か記事を書くことによって町民に値上げを理解してもらったというようなことだったんですけども、もう町民に理解してもらったほどちゃんと広報活動を行ったという自負はあるのでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 税務会計課長。

○税務会計課長（松井秀之君） 12月の段階でございますが、12月でご理解得られなかったということ踏まえまして、していこうということを検討いたしましたところ、3月議会ではまた議員さんの皆さんの考え方も、また別のものがあるということがわかりまして、今回

上程させていただくようにいたしましたので、まだ十分したとは考えておりません。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） そうですね。まだ私も何度かしか見てないんで、これで住民は12月議会で否決されたということを知っていて、ここでまた6月のこの、すみません、5月13日提出で、ここで値上げ幅が決まるということになれば、もう寝耳に水だと思うんですね。何のために12月までかけて住民に理解してもらおうんだということを言っていたのに、住民というか町民に対して、それは裏切りに近いということは考えられないでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 税務会計課長。

○税務会計課長（松井秀之君） 3月の議会におきまして、また議員の皆様の考えが若干承知、考えを知ることができたということをお先ほど申し上げましたが、その内容で今月の議会だよりに同じような感じがこの記事が載っていると思っています。「また近いうちにするんですか」というところで、町長が「それを含めて考えていきたい」という答弁をしたと記憶しております。ですので、今回上げて、税率改正をさせて、条例を上程させていただきました。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） 私が言っているのは、議員が理解したからこれでいいんだということなんです、町民は置き去りなんですということを知りたいんですけども、それでよろしいでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 税務会計課長。

○税務会計課長（松井秀之君） いや、そのようには申し上げておらないつもりです。今後、申しわけないんですが、また広報させていただくということで先ほどお答えいたしました。

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

○9番（金澤 敏君） しっかりと広報して、理解をしてもらう、その努力は最大限してもらいたいと思います。私としても3月議会の中で一般会計が議会で認められて進んだということは理解しているんですけども、ここへ来て、もうそれを改正すると、直していくと、これは余りにも安易なやり方だなと考えてしまうんですけども、これは私の感想ですから、これで終わりにしたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 副町長。

○副町長（渡辺三司君） やはり町民に周知する以前の問題として、議会のほうの議決を得な

いと、はっきりした数字で広報できないという部分がありますので、議会のほうのご承認を  
いただいてから周知、皆さんにご理解いただくように周知徹底していきたいという考えで  
ございますので、よろしく申し上げます。

○議長（菅谷光重君） ほかに、どうぞ。

2番、佐藤議員。

○2番（佐藤聡一君） 町長にお聞きします。

12月議会で否決されて今回半分の値上げで上程してきているんですが、基本的には私も受  
益者負担というベースが一番大事なかと、国保特別会計に関しては、一般会計から今回法定  
外繰り入れ1億円入れるということ自体に違和感は非常に感じております。

しかし、予算で認められて、3月議会で認められた結果ですから、これはこのままいく  
んですが、その段階でこの条例が可決された前提としてちょっとお聞きしたいんですが、税金  
が入ってくるんで余るといえるのか、1億円のうちの足りない部分は使うとして、1億円の税金  
上がった分は当然出てくると思いますが、その使い道、基本的には一般会計へ繰り入れる  
というのが本来だと思うんですが、基金が国保の中では今、1,000万円ぐらいしかない段階  
で、やはり運営、先ほど町民課長のほうから出ていました、ことし8,000万円ぐらい余るよ  
うな話も出ていますが、その前の年が1億何千万かな、結局この国保の会計って締めてみな  
いとわからないところが非常にあるもんですから、やはり安全弁という意味からしても、基  
金なり予備費なりという形で残ったお金をそちらへとりあえず運用するお考えありますか。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては、先ほど申し上げました。今後の推移というもの  
を適切に判断いたしまして、今、佐藤議員さんがおっしゃいましたような部門も考えていき  
たいというふうに思っております。あくまでも今後の推移をしっかりと見きわめていきたい  
というふうに思います。

○議長（菅谷光重君） 2番、佐藤議員。

○2番（佐藤聡一君） できれば国保の今の安定化計画の話もありますが、基金なり予備費な  
りの充実というのも必要だと思うので、検討をぜひお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（菅谷光重君） ほかに。

8番、茂木議員。

○8番（茂木恒二君） 前の議員の方の質問とダブるところがあるかもしれませんが、

これは4月23日の全国紙の一面に「国保運営、都道府県に」という見出しで、政府の社会保障会議というのが、目的は市町村格差を是正するという事で、保障会議の保障国民会議が市町村から都道府県に移すことで大筋で一致したと、これを日程でいうと8月の報告書に盛り込む見通しだということで、先ほど町民課長のほうから、県のほうでは会議を開催して、いろいろ国の動きを見て対応を考えていくんだというお話がありましたけれども、安定化計画等、これからということなんでしょうけれども、ある程度、国保というのは永遠に続くというか長い制度なんで、この国保の運営に関してやはり町としてもある程度長期的な視野に立ってというか、そういう観点も当然必要だと思うんですけども、そういう国の今この新聞に書いてある、財政が苦しい市町村では保険料が高くなりがちであると、国保間の格差が最大で4倍を超えるという例があるようなんですけども、そういうことから考えると、町としても県とか国の動向を踏まえた上で、ある程度長期的視野に立った基本的なスタンスというのが、いつかの時期に決めていかななくてはいけないと思いますけれども、現時点でどのくらいの認識を持っているか、ちょっとお聞かせ願いたいんですが、どなたが、町民課長、よろしいですか。

○議長（菅谷光重君） 町民課長。

○町民課長（本多利信君） 議員のおっしゃるとおり、国保の運営協議会の中におきましても、今のような広域関係につきましても議論を始めているところでございます。また、当然長期的視野ということがあるんですが、やはりうちの町の特色といたしますと、やはり60歳以上の方が非常に多いというようなことがございまして、やはりその辺のところ国保財政、療養給付費の大幅な増額になっております。やはりそのような絡みがございまして、当然うちの町から見れば広域をすぐでもしていただきたいというような内容でございまして、やはり都会部の方につきましても一緒になるのが嫌だというようなこともございまして、県内もそのようなことがございまして、今後会議をもってすり合わせを行っていくというようなことになっておりますので、その辺の関係につきましても今後またもう一度、運営協議会の中でも諮って進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 8番、茂木議員。

○8番（茂木恒二君） 先ほどのお話ですと、給付が年度によって大幅に動くということで、非常にシミュレーションしにくいところだと思いますけれども、どこの市町村でも非常に大きな問題として苦慮しているところだと思います。そういう中で、ぜひ先ほど質問があったように、町民の皆さんのご理解を得やすいような形のいろいろな工夫というかということも

踏まえて、町のほうも真剣な対応をお願いしたいと思います。答えは結構です。

以上です。

○議長（菅谷光重君） 質疑の本当に途中でございますが、ここで休憩をとります。

（午前 11 時 01 分）

---

○議長（菅谷光重君） ただいまより再開いたします。

（午前 11 時 10 分）

---

○議長（菅谷光重君） 続いて、質疑を行います。どうぞ。

10番、青柳議員。

○10番（青柳はるみ君） 税務会計課長にお伺いします。

広報周知徹底というお話がありましたが、周知徹底する中で国保加入者の理解ということも大切だと思います。この理解するということが国保税の金額について今までより上がったという認識が生まれると思いますが、やはり水道料も同じですが、周辺の地域と比べてどうなのか、断トツ自分の国保税が高いわけではないというところで納得ということもあると思います。この郡の中で当町の国保税の比べたときにどうなのかというのが気になるところですが、1人当たりの予算総額に占める割合が高い、また国保税の割合が非常に低いですよね。例えば嬭恋村が40.93%、中之条は24.21%に対して、当町は国保税の割合が19.3%ですね。また1世帯当たりの税額が低い。一番高いところが嬭恋村で29万1,048円、中之条が20万3,149円、当町は15万6,178円です。また1人当たりの税額も低い。このあたりを説明していただければと思います。

○議長（菅谷光重君） 税務会計課長。

○税務会計課長（松井秀之君） それを調べて、これから調査して、できるところをPRしていきたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 10番、青柳議員。

○10番（青柳はるみ君） 私のつかんでいる数字もあります。また、正確な数字もあるんで

しょうが、こういう納得という部分で我々議員にも紙ベースで配っていただければ、教えてもらえれば納得という、町民に聞かれたときに話ができると思います。国保加入者1人当たりの税額というのが、婦恋が13万2,956円、中之条11万1,809円、当町は8万7,764円で非常にほかから比べて国保加入者1人当たりの税額というのは低いわけですね、今の時点では。それなので、それを見れば、あっ、もっと高いところがあるんだという加入者がわかれば、いたし方ないというところで落ちつくんでしょうが、払うことに積極的になれるという気持ちがあると思いますので、比較ということで去年とことしの比較しか当町の中にいる分にはできませんので、そういうのも必要かと思います。

あともう一つなんですが、一般会計の繰入金についてですが、法定外繰入金でやはり比較ということで今、お話しさせていただいていますが、法定外繰入金郡内であるのは草津町と当町だけなんです。法定外では草津町1,385万9,000円ですね、草津町が法定外繰り入れ1,385万9,000円。あとほかはほとんどゼロですね。1,000円というところがありますけれども、ゼロです、法定外。草津町が1,300万円、それに加えて当町では1億円です。これから今、ほかの議員がおっしゃいました広域化というときに、断トツしてほかと違うということでは、広域でやったときに大変なことになるので、やはり追い詰めていかなければいけないと思いますが、今回これが可決していけば、今、議員もお話ししましたように余ってくる部分が、減額される部分がありますね。

その中で、すみません、町長にお聞きします。この1億円法定外繰り入れで本来使うべきものが今回可決されれば余ってくるというところで、今、基金にというお話がありました。また、基金に使うということが理解されない場合がありますけれども、その場合、予備費という項目がゼロになっております。歳入歳出の国保の表の中で予備費がゼロ、ゼロが毎年続いております。それまでは予備費があったと思うんですが、その中でそれを予備費に充てるというお考えがありますか、町長にお聞きします。

○議長（菅谷光重君） 町長。

○町長（中澤恒喜君） これにつきましては今後、担当課ともよく検討してまいりたいと考えております。

○議長（菅谷光重君） 10番、青柳議員。

○10番（青柳はるみ君） 今、自分のつかんでいる数字の中から申し上げましたが、ぜひ今、周知徹底、広報、皆様をお願いするに当たって、今、言ったようなほかとの比較であったり、自分のところしか知らなければ非常に高いと思ってしまうこともあると思いますので、そう

いうことも上手に伝えられるようにしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（菅谷光重君） ほかにありますか、質疑です。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） ほかに質疑もないようですので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。どうぞ。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 自由討議、特にないようでありますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

賛成ですか、反対ですか。

（「反対」と呼ぶ者あり）

○議長（菅谷光重君） 9番、金澤議員。

（9番 金澤 敏君 登壇）

○9番（金澤 敏君） では、この条例改正案につきまして反対討論をさせていただきます。

私、12月議会するときにもこの場で発言しましたがけれども、しっかりと国保事業の安定化計画、これを作成して、それに沿って事業を進めるべきだということを述べさせていただきました。それに対して、きょうの質疑応答の中でもいまだ、その計画は討議が始まったというような段階の話がありました。そういう点を含めまして、しっかりとこれだけの事業を行っていく上で、その安定化計画というものをつくり上げるという気概をもって、それをもってしてこの値上げ案を出して町民にお願いしていくというのが本来の筋だと思いますので、その計画案ができていないという、この一つをとっても私は反対することに意義があると思っております。まだあります。周知徹底できる時間が本当にあるのかどうかとか、12月からきょうまでの時間の中で、どれだけの議論が本当になされてきたのかということも含めてありますけれども、この安定化計画、これを作成してから値上げ案を出すことを求めて、きょうの条例改正につきましては反対いたします。

○議長（菅谷光重君） 討論です。賛成討論ありますか。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 次に、反対討論ありますか。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

(起立多数)

○議長(菅谷光重君) 賛成、2番から8番まで、そして10番から14番まで。

起立多数。

したがって、本件は可決をされました。

---

◎議案第1号の上程、説明、質疑、自由討議、討論、採決

○議長(菅谷光重君) 日程第7、議案第1号 平成25年度東吾妻町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。

提案理由の説明を願います。

町長。

(町長 中澤恒喜君 登壇)

○町長(中澤恒喜君) 議案第1号 平成25年度東吾妻町一般会計補正予算(第1号)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回補正をお願いする額は、歳入歳出ともに68万円を追加し、歳入歳出予算の総額を83億3,668円とするものでございます。今回の補正につきましては、防犯灯のLED照明入れかえ事業が地球温暖化対策推進事業の補助対象になりましたことに伴います事業費の減額と林業施設の災害復旧費の追加でございます。

以下、事業ごとにご説明申し上げます。

総務費の防犯灯のLED照明入れかえ事業が400万円の国庫補助金が交付され、事業内容も工事請負費から委託料及びリース料に変更となり、事業費は487万4,000円の減額となりました。

災害復旧費では、林業施設災害復旧費、北榛名山線の災害復旧費で555万4,000円の追加補正になります。

歳入につきましては、県単独の補助金が175万円追加になります。

詳細につきましては、それぞれの担当課長より説明させますので、ご審議をいただきましてご議決くださいますようお願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 続いて、担当課長の説明をお願いします。

企画課長。

○企画課長（佐藤喜知雄君） お世話になります。

それでは、最初に、1ページをお願いしたいと思います。

第1条がありますけれども、今回補正をお願いする額は、歳入歳出それぞれ68万円を追加をして、総額を歳入歳出それぞれ83億3,668万円とするものでございます。

続きまして、事項別明細書で説明させていただきます。4ページをお願いしたいと思います。

最初に、14款国庫支出金、2項国庫補助金の400万円の追加でございます。これは、説明欄に記載のとおり、地球温暖化対策推進事業補助金でございます。内容的には先ほど町長が申し上げましたが、町内の防犯灯をLED照明に入れかえることによって、消費電力を抑えてCO<sub>2</sub>の排出の削減を図る、そういった内容の補助金でございます。

次に、15款県支出金、2項補助金の175万円の追加でございますが、これは4月7日の大雨によって林道北榛名山線の一部の路肩が崩落しましたので、県補助金を受け、復旧するものでございます。

次に、18款の繰入金、1項基金繰入金の507万円の減額でございますが、財政調整基金からの繰入金を507万円減額して、ここで額の調整を行うものでございます。

歳出につきましては、それぞれの各課で説明させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） お世話になります。

それでは、歳出について説明をさせていただきます。5ページをお願いいたします。

2款1項21目諸費でございますが、説明欄をごらんください。

防犯事業といたしまして、3月28日に環境省の小規模地方公共団体におけるLED街路灯等導入促進事業が採択になりました。これにより町内の防犯灯をLED照明にリプレーするものでございます。LED防犯灯設備調査委託料につきましては、更新計画の作成委託料でございます。

次のLED防犯灯リース料につきましては、防犯灯工事及び維持管理のリース料でございます。

なお、お手元のほうに資料といたしまして環境省に応募した書類の抜粋をお配りしてござ

いますので、ごらんいただきたいと思います。

表1ページでございますが、事業の目的、LED照明導入の基本方針及び実施体制構成図でございます。裏面には事業の工程表を記載してございますので、よろしく願いいたします。

以上、簡単ですが、よろしく願いします。

○議長（菅谷光重君） 次、お願いします。

建設課長。

○建設課長（加辺 茂君） お世話になります。

続きまして、林道災害復旧について説明させていただきます。

11款1項2目林業施設災害復旧費555万4,000円の追加のお願いでございます。今回の林道災害は、4月6日から7日未明の降雨により、大字岩井の林道北榛名山線で路肩の擁壁裏から雨水が浸入したものと思われ、崩落し、梅雨期、台風時期を迎え、拡大するおそれがあり、早急な復旧が必要であるため、県単補助2分の1による本工事費、仮設として道路拡幅等、単独費工事費、測量設計費で500万円、同路線で小規模な崩落等もあり、原材料費50万円の追加をお願いするものでございます。

以上ですが、よろしく願いいたします。

○議長（菅谷光重君） 説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） ちょっと現課へ行って聞いてきたんですが、確認の意味でちょっと何点かお聞きしたいんですが、これで町内の防犯灯、今まで地区が持っている分も含め、町の所有含めてたしか1,800灯ぐらいあるっていう説明でしたか。それが全てこれでリースに切りかえるんだよと、今まで町で工事をする形の中で切りかえようとしていたんだけど、今回はちょうどそのいい環境省の制度にのっかって、事業にのっかって、リースとしての切りかえをしていくんだよというふうな組み替えだというふうに解釈すればいいんですか。

○議長（菅谷光重君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 議員おっしゃるとおりでございます。今回の事業につきましては、調査費について10分の10の補助金、それから、工事費につきましては4分の1の補助金が環境省のほうから出るということになります。この工事のほうの補助金につきましてはリース事業でないと補助金がないんですけれども、これによりまして町内の防犯灯を全てリ

プレースしていきたい、LEDにかえていきたいというふうに考えております。よろしくお願ひします。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） そうしますと、簡単に言うと、これでかなりの電気料とかが削減になるんだと思いますけれども、試算でいいんですけれども、その辺の何ですかね、実際の電気料、維持管理費含めてどのくらいの削減になっていくかというのを押さえていますか。

○議長（菅谷光重君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 現在防犯灯につきましては、各地区で設置しております防犯灯について2分の1の補助が町から出ております。LEDに切りかえることによりまして、防犯灯の電気料が約50%から60%ぐらいの間に電気料がなるというふうに考えておりますので、町としては電気料が減額にはなりません、各地区で設置しております防犯灯の電気代につきましてはなくなるということで、電気料についてはそのように考えております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 電気料はとんとんだろうというような意味だったんだと思うんですけれども、その器具の点検、維持管理費等も含めると、少なくとも削減幅が今までより出てくるんだと思うんですけれども、そういう事業効果というものをもうちょっと詳しく説明してほしいんですけれども。

○議長（菅谷光重君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 電気料につきましては、先ほど申しましたように地区に払っております電気料が減額になる。考え方としますと、そういうことになると思います。金額的には300万円弱の金額になると思います。工事費のほうの効果、町のほうの効果になりますが、先ほども申しましたように、リース事業によりまして工事費の4分の1がファイナンス会社のほうに補助金としております。ですから、工事全体ではその4分の1の額が削減になるというふうに思っております。今、概算でございますが、調査が終えてないので概算ではございますけれども、年間約78万円ぐらいの減額になるのかなと、10年リースとして年間78万円、総計で780万円ぐらいの工事費のほうの減額になるのかなというふうに考えております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。年間で100万円弱というような多分説明なんだと思いますけれども、これ単年度では補助金があつたり云々というような事業することはよくわかるんですけれども、将来的に、じゃ、それを町が直営でLED化を図ったものよりは、こ

のリースの制度を使ったほうが、その運営費、維持管理分含めて年間100万円、八十何万円程度は削減になるから、このほうが町が直接でなくて維持管理もできていくんで、非常に町としては効率的な事業だよというふうに解釈すればいいですか。

○議長（菅谷光重君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） そのように考えております。先ほど言いましたが、今の試算、防犯灯が電柱についているのと、それから、小柱がついているので大分値段が違います。この工事費の差というんですかね、が正確に出てこないと実際の細かい数字は出てきませんが、それによってでございますけれども、今現段階では約80万円弱、10年間で780万円ぐらいの減額になるんだろうというふうに考えています。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。普通考えると、直営でいろいろやるのと、リース料という形になると、リース料というのは普通はリースの場合が、ケースが高いというのが一般的なパターンなんで、今回はそれがじゃ、でも、安いという理由はどう、何か年額で補助が入ってくるとか、そういうんじゃなくてあくまでもそのリースのほうが効率的にできるんで安くなるという解釈なんですか、ちょっとその辺のところをもうちょっと詳しくわかるように説明してくれますか。

○議長（菅谷光重君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 先ほども申しましたが、リース事業をすることによって、ファイナンス会社のほうに工事費の補助金4分の1が入ります。今、計算でしますと町全体の防犯灯をLED化にしますと約4,000万円ぐらいの金額になるんだろうという試算しております。そのうちの1,000万円工事費が、補助金が入ってきますので、利子を含めて支払いするのが10年間で3,200万円ぐらいの支払いということになりますので、その差額約800万円弱が今の試算では町に有利になるというふうに考えております。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。今の説明でわかりました。普通そういうことがないのかなと思ったんで、やはりそういう制度があるからということでもいいんだと思いますので、これはこれでやることについては構わないんですが、この表をちょっと見せてもらうと、この点線で囲ってある部分が多分町がやるんだというふうに書いてあるのかなと思うんですが、そうすると、町がこれからリース契約をして、リースをここに具体的に名前が書いてありますけれども、三菱UFJリース株式会社というふうに、もう決定の名前が書いてあって、左

に吾妻電気工事協同組合と決定の名前が書いてありますけれども、これから予算をとって、これからやっていくのに、これが決定している根拠というのをちょっと具体的に詳しく説明していただけますか。ちょっと聞いたところによると、県内でグループ分けをしてどうのこうのという話も聞いたんですが、これから予算をもってやっていくのに、これが決定している根拠というのがよく理解できないところがあるので、ちょっと説明だけしていただけますか。

○議長（菅谷光重君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 先ほどの資料としてお配りしました導入促進事業の資料の一部でございますけれども、これを環境省のほうに町から応募しております。その応募の中に業者と一緒にグループで実施体制を決めて応募しなければならないということになっていきますので、その中で吾妻電気工事協同組合とリース会社、三菱UFJリース株式会社を選定しまして応募しているということになります。

先ほどグループの話が出ましたが、この事業につきましては全国で50地区ということで当初環境省のほうから話がありまして、中には単独自治体ではなく複数の自治体による計画策定も可ということでございましたので、うちの町といたしましては、パナソニック及び三菱UFJリース株式会社と打ち合わせをする中で、桐生市及び館林市とグループを組んで応募しているということになりますので、よろしく申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） わかりました。細かいことはよくわからないんですが、簡単に言うと、県がある程度調整を図る中で、これが決められてきているのかなというふうに想像がつきますけれども、私がちょっと確認したかったのは、これから予算とって、こういうふうにしてリース契約していくんですよというのが予算どりで出ていて、ここにもう名前が出ていてというと、あれ、これはもしかしたら随契みたいなんで、要するに競争の原理が働かないで、この会社が決まっているのかなというふうにもとれてしまいますんで、その辺の確認だけちょっとしたかったんですけれども、それだけ最後にちょっと説明してくれますか。

○議長（菅谷光重君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） おっしゃるとおりでございますが、先ほどもちょっと言いましたが、このリース会社及びパナソニックが、この事業の先導というんですかね、をしていただきまして事業を進めているということです。一応業者選択につきましては、先ほども言いましたように吾妻電気工事協同組合ということで、これにつきましては町内の防犯灯をよく

把握しておりますし、また事業に対して、維持管理に対しても対応可能な体制をとれるということで選定をしております。三菱UFJリース株式会社につきましては、リース業界でも大手であります。それから、資金調達にも計画どおり不安がないということ、それから、吾妻電気工事協同組合と業務協定を締結しておりますし、LED照明に対しても大分熟知をしているということでございます。それと、この会社については本事業を十分理解しております、実施体制構築に大変積極的に関与している。単なるファイナンス機能を提供するだけでなく機能調整も有する業者だということで選んであります。そのようなことで業者選定をして、応募しているということでございますので、よろしく申し上げます。

○議長（菅谷光重君） 13番、一場議員。

○13番（一場明夫君） 制度の内容を活用してやることについては私も反対はしませんし、これでいいのかなと思います。これから正式には多分これをやられるんだと思いますが、今、言ったような形の中で、後で競争の原理が働かないような決め方をしたんじゃないのなんて言われるようなことのないような、それだけはきちっとしてほしいと思いますので、それができるといふ今、多分お返事だったんだと思いますんで、それで私の質問を終わりたいと思います。

○議長（菅谷光重君） ほかに。

5番、山田議員。

○5番（山田信行君） 今、防犯灯ということでLEDにかえるということで、大変ありがたいというふうに思っていますが、ちょっと確認をしておきたいんですが、町内には1,810近くの防犯灯があるというお話でしたが、各地域でかなりの軽減がされるということで大変ありがたいんですが、各区長さんが今、5月25日までに防犯灯の設置を確認して、改めて要望等という回覧等も回った中で、無制限にということではないでしょうけれども、新しい設置をという希望が出たときには、どのようにお考えになりますか。

○議長（菅谷光重君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） この事業につきましては、先ほども説明しましたように、リプレース事業、あるものをLED化にするという事業でございます、新規のものについては認められておりません。ですから、新規の事業にするにつきましては、総務課のほうで精査をしながら地元と相談しながら新規には入れていきたいというふうに考えます。今回の予算でも工事費の減額は3月から見ますと、全部を減額したわけではございませんので、若干新規の防犯灯も必要のかなということで予算も残っているということになりますので、ご理解

いただきたいと思います。

○議長（菅谷光重君） 5番、山田議員。

○5番（山田信行君） 今、区長さんが大分苦勞をしているんですが、商店街の街路灯の設置ということが数年前にあって、町の防犯灯という1メートルぐらいのところダブっているようなところもあるというお話の中で、その防犯灯を撤去して、その防犯灯を撤去したものをほかへ移築するというような考え方をしているようですが、その辺はどうでしょうか。

○議長（菅谷光重君） 総務課長。

○総務課長（角田輝明君） 今、調整中ではございますが、移動等についてはリプレースというふうに考えておりますので、この事業の中で行っていきたいというふうに考えています。

○議長（菅谷光重君） 5番、山田議員。

○5番（山田信行君） わかりました。よろしくをお願いします。

○議長（菅谷光重君） ほかにどうぞ。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 質疑もないようでありますので、質疑を打ち切ります。

自由討議を行います。どうぞ。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 特にないようでありますので、自由討議を打ち切ります。

討論を行います。

（発言する者なし）

○議長（菅谷光重君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本件については、原案のとおりこれを決定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（菅谷光重君） 起立全員。

したがって、本件は可決をされました。

これからはしばらくの間、議会内部の構成の関係でございますので、説明員として出席をいただいております執行部の皆さんは事務室に戻って事務についていただいても結構でございます。また、閉会の前に連絡をいたしますので、着席いただければというふうに思っております。どうぞよろしく願いをいたします。

ここで暫時休憩といたします。暫時と申し上げましたが、再開を11時50分といたします。

(午前 11 時 47 分)

---

○議長（菅谷光重君） ただいまより再開いたします。

(午前 11 時 50 分)

---

○議長（菅谷光重君） ただいまの休憩中に議長の職についての辞職願を副議長に提出いたしましたので、その取り扱いについては副議長にお任せをして、本席を退かせていただきます。

(議長降壇、副議長 議長席に着席)

○副議長（須崎幸一君） それでは、地方自治法106条第1項の規定によりまして、副議長が議事を進めさせていただきます。

---

#### ◎日程の追加

○副議長（須崎幸一君） 議長菅谷光重議員から、議長の辞職願が提出されました。

議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第1とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副議長（須崎幸一君） 異議なしと認めます。

したがって、議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第1とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

---

#### ◎議長の辞職について

○副議長（須崎幸一君） 追加日程第1、議長の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、菅谷光重議員の退場を求めます。

（1番 菅谷光重君 退場）

○副議長（須崎幸一君） 辞職願の朗読を願います。

事務局長。

○議会事務局長（田中康夫君） 朗読します。

平成25年5月13日 東吾妻町議会副議長様 東吾妻町議会議長菅谷光重 辞職願 この  
たび、議会の申し合わせにより、議長の職を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。  
以上です。

○副議長（須崎幸一君） ただいまの朗読のとおりでございます。

お諮りいたします。菅谷光重議員の議長辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（須崎幸一君） 異議なし認めます。

したがって、菅谷光重議員の議長辞職を許可することに決定しました。

菅谷光重議員の入場を許可いたします。

（1番 菅谷光重君 入場）

○副議長（須崎幸一君） 菅谷光重議員に申し上げます。

議長辞職願は、ただいまの会議で許可されましたので、お知らせいたします。

---

#### ◎日程の追加

○副議長（須崎幸一君） ただいま議長が欠けました。

お諮りいたします。議長選挙を日程に追加し、追加日程第2とし、日程の順序を変更し、  
直ちに議長選挙を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（須崎幸一君） 異議なし認めます。

したがって、議長選挙を日程に追加し、追加日程第2とし、日程の順序を変更し、直ちに  
選挙を行うことに決定しました。

---

◎選挙第1号 議長選挙

○副議長（須崎幸一君） 追加日程第2、選挙第1号 議長選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

（議場閉鎖）

○副議長（須崎幸一君） ただいまの出席議員数は14人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に水出英治議員、轟徳三議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

（投票用紙配付）

○副議長（須崎幸一君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○副議長（須崎幸一君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○副議長（須崎幸一君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票願います。

（事務局長 氏名点呼、投票）

○副議長（須崎幸一君） 投票漏れはございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副議長（須崎幸一君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

水出英治議員、轟徳三議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

（立会人立ち会い、開票）

○副議長（須崎幸一君） 開票の結果を報告いたします。

投票総数 14票

有効投票 14票

無効投票 0票

有効投票のうち

橋爪英夫議員 8票

須崎幸一議員 6票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

したがって、橋爪英夫議員が議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

（議場開鎖）

○副議長（須崎幸一君） ただいま議長に当選されました橋爪英夫議員が議長におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

橋爪英夫議員、当選承諾のご挨拶を演壇にてお願いいたします。

（新議長 橋爪英夫君 登壇）

○議長（橋爪英夫君） それでは、一言ご挨拶申し上げます。

皆さんにご信任をいただき当選をさせていただきました。私にとっては大変重責でありますけれども、皆さんのご指導をいただいて一生懸命頑張りたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○副議長（須崎幸一君） それでは、議長の選挙が無事終了いたしましたので、私の任をこれで解かさせていただきます。

橋爪英夫議員、議長にお着きを願います。

（副議長 降壇、議長 議長席に着席）

○議長（橋爪英夫君） 暫時休憩をして、1時から再開をしたいと思っております。

（午後 零時13分）

---

○議長（橋爪英夫君） 再開いたします。

---

◎議事日程の追加

○議長（橋爪英夫君） ただいまの休憩中に副議長須崎幸一議員から、副議長の辞職願が提出されました。

副議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第3として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認めます。

したがって、副議長の辞職についてを日程に追加し、追加日程第3とし、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。

---

◎副議長の辞職について

○議長（橋爪英夫君） 追加日程第3、副議長の辞職についてを議題といたします。

地方自治法第117条の規定によって、須崎幸一議員の退場を求めます。

（11番 須崎幸一君 退場）

○議長（橋爪英夫君） 辞職願の朗読をお願いします。

事務局長。

○議会事務局長（田中康夫君） 朗読します。

平成25年5月13日 東吾妻町議会議長様 東吾妻町議会副議長須崎幸一 辞職願 このたび、議会の申し合わせにより、副議長の職を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。以上です。

○議長（橋爪英夫君） ただいま朗読のとおりでございます。

お諮りいたします。須崎幸一議員の副議長辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 異議なし認めます。

したがって、須崎幸一議員の副議長辞職を許可することに決定しました。

須崎幸一議員の入場を許可いたします。

(11番 須崎幸一君 入場)

○議長（橋爪英夫君） 須崎幸一議員に申し上げます。

副議長辞職願は、ただいまの会議で許可されましたので、お知らせいたします。

---

#### ◎議事日程の追加

○議長（橋爪英夫君） ただいま副議長が欠けました。

お諮りいたします。副議長選挙を日程に追加し、追加日程第4とし、日程の順序を変更し、直ちに副議長選挙を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（橋爪英夫君） 異議なし認めます。

したがって、副議長選挙を日程に追加し、追加日程第4とし、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。

---

#### ◎選挙第2号 副議長選挙

○議長（橋爪英夫君） 追加日程第4、選挙第2号 副議長選挙を行います。

選挙は投票で行います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長（橋爪英夫君） ただいまの出席議員数は14人です。

次に、立会人を指名いたします。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に茂木恒二議員、金澤敏議員を指名いたします。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配付)

○議長（橋爪英夫君） 念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

投票用紙の配付漏れはございませんか。

（「ございません」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（橋爪英夫君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順番に投票をお願いします。

（事務局長 氏名点呼、投票）

○議長（橋爪英夫君） 投票漏れはございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。

茂木恒二議員、金澤敏議員、開票の立ち会いをお願いいたします。

（立会人立ち会い、開票）

○議長（橋爪英夫君） 開票の結果を報告いたします。

投票総数 14票

有効投票 13票

無効投票 1票

有効投票のうち

青柳はるみ議員 8票

金澤 敏議員 3票

山田 信行議員 1票

須崎 幸一議員 1票

以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。

したがって、青柳はるみ議員が副議長に当選されました。

議場の出入り口を開きます。

(議場開鎖)

○議長(橋爪英夫君) ただいま副議長に当選されました青柳はるみ議員が議場におられます。

会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をいたします。

青柳はるみ議員、当選承諾のご挨拶を演壇にてお願いいたします。

(新副議長 青柳はるみ君 登壇)

○副議長(青柳はるみ君) ただいま副議長ということで重責ではありますが、努力する決意でおります。どうかよろしくお願い申し上げます。

---

### ◎常任委員会委員の選任について

○議長(橋爪英夫君) 日程第8、常任委員会委員の選任についてを議題といたします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付のように指名したいと思います。

朗読をお願いいたします。

事務局長。

○議会事務局長(田中康夫君) 朗読します。

常任委員会委員の選任について 東吾妻町議会委員会条例第7条第4項の規定により、常任委員会委員を次のように指名する。平成25年5月13日 東吾妻町議会議長 総務建設常任委員会 樹下啓示議員、山田信行議員、轟徳三議員、須崎幸一議員、浦野政衛議員、一場明夫議員、橋爪英夫君議員。文教厚生常任委員会 佐藤聡一議員、根津光儀議員、水出英治議員、茂木恒二議員、金澤敏議員、青柳はるみ議員、菅谷光重議員。以上です。

○議長(橋爪英夫君) ただいま朗読のとおり選任したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋爪英夫君) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま朗読のとおり常任委員会委員に選任することに決定をいたしました。以上で常任委員会委員の選任についてを終わります。

ここで休憩をとり、それぞれの委員会委員長・副委員長の互選のための委員会を開催していただきたいと思っております。

委員長の互選は、委員会条例第9条第2項の規定によって、年長議員が務めることになっておりますので、年長委員さんよろしくお願いいたします。

会議室を申し上げます。総務建設常任委員会は第1委員会室へ、文教厚生常任委員会は第3委員会室へお願いいたします。

暫時休憩いたします。

(午後 1時23分)

---

○議長（橋爪英夫君） 再開いたします。

(午後 1時50分)

---

#### ◎日程の追加

○議長（橋爪英夫君） 常任委員会委員長・副委員長の互選結果の報告についてを日程に追加し、追加日程第5とし、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認めます。

したがって、常任委員会委員長・副委員長の互選結果の報告についてを日程に追加し、日程の順序を変更し、追加日程第5とし、直ちに議題とすることに決定しました。

---

#### ◎常任委員会委員長・副委員長の互選結果の報告

○議長（橋爪英夫君） 追加日程第5、常任委員会委員長・副委員長の互選結果の報告についてを議題といたします。

ただいま各常任委員会においてお手元に配付のとおり委員長・副委員長の互選結果の報告が出ましたので、局長から発表させます。

朗読を願います。

事務局長。

○議会議務局長（田中康夫君） 朗読します。

常任委員会委員長・副委員長の互選結果の報告 東吾妻町議会委員会条例第8条第2項の規定による委員長及び副委員長の互選の結果、各常任委員会より次のように報告があった。

平成25年5月13日 東吾妻町議会議長 総務建設常任委員会委員長 山田信行議員、副委員長 樹下啓示議員。文教厚生常任委員会委員長 佐藤聡一議員、副委員長 根津光儀議員。  
以上です。

○議長（橋爪英夫君） ただいま発表のとおり委員長・副委員長が決定いたしました。

以上で常任委員会委員長・副委員長の互選結果の報告についてを終わります。

---

#### ◎議会運営委員会委員の選任について

○議長（橋爪英夫君） 日程第9、議会運営委員会委員の選任についてを議題といたします。

議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付のように指名したいと思います。

朗読をお願いいたします。

事務局長。

○議会議務局長（田中康夫君） 朗読します。

議会運営委員会委員の選任について 東吾妻町議会委員会条例第7条第4項の規定により、議会運営委員会委員を次のように指名する。平成25年5月13日 東吾妻町議会議長 佐藤聡一議員、根津光儀議員、樹下啓示議員、山田信行議員、水出英治議員、須崎幸一議員。

以上です。

○議長（橋爪英夫君） ただいま朗読のとおり選任したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま朗読のとおり議会運営委員会委員に選任することに決定をいたしました。

ここで休憩をとり、議会運営委員会委員長・副委員長の互選のための委員会を開催してい

ただきたいと思います。

委員長の互選は、委員会条例第9条第2項の規定によって、年長議員が務めることになっておりますので、年長委員さんよろしく願いいたします。

会議室を申し上げます。第1委員会をお願いいたします。

暫時休憩いたします。

(午後 1時57分)

---

○議長（橋爪英夫君） 再開いたします。

(午後 2時23分)

---

#### ◎日程の追加

○議長（橋爪英夫君） 議会運営委員会委員長・副委員長の互選結果の報告についてを日程に追加し、追加日程第6とし、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会委員長・副委員長の互選結果の報告についてを日程に追加し、追加日程第6とし、直ちに議題とすることに決定しました。

---

#### ◎議会運営委員会委員長・副委員長の互選結果の報告

○議長（橋爪英夫君） 追加日程第6、議会運営委員会委員長・副委員長の互選結果の報告についてを議題といたします。

ただいま議会運営委員会においてお手元に配付のとおり委員長・副委員長の互選結果の報告が出ましたので、局長から発表させます。

朗読をお願いします。

事務局長。

○議会事務局長（田中康夫君） 朗読します。

議会運営委員会委員長・副委員長の互選結果の報告 東吾妻町議会委員会条例第8条第2項の規定による委員長及び副委員長の互選の結果、議会運営委員会より次のように報告があった。平成25年5月13日 東吾妻町議会議長 議会運営委員会委員長 須崎幸一議員、副委員長 水出英治議員。以上です。

○議長（橋爪英夫君） ただいま発表のとおり議会運営委員会委員長・副委員長が決定いたしました。

以上で議会運営委員会委員長・副委員長の互選結果の報告についてを終わります。

---

#### ◎日程の追加

○議長（橋爪英夫君） ただいま休憩中に須崎幸一議員から一身上の都合により八ッ場ダム対策特別委員会委員を辞任したいとの辞任願が提出されております。

八ッ場ダム対策特別委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第7とし、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認めます。

したがって、八ッ場ダム対策特別委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第7とし、直ちに議題とすることに決定しました。

---

#### ◎八ッ場ダム対策特別委員会委員の辞任について

○議長（橋爪英夫君） 追加日程第7、八ッ場ダム対策特別委員会委員の辞任についてを議題とします。

地方自治法117条の規定により須崎幸一議員の退場を求めます。

（11番 須崎幸一君 退場）

○議長（橋爪英夫君） お諮りいたします。須崎幸一議員の申し出のとおり辞任を許可するこ

とにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋爪英夫君) 異議なしと認めます。

したがって、須崎幸一議員の八ッ場ダム対策特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

須崎幸一議員の入場を許可します。

(11番 須崎幸一君 入場)

○議長(橋爪英夫君) 須崎幸一議員に申し上げます。

八ッ場ダム対策特別委員会委員の辞任願は、ただいま会議で許可されましたのでお知らせいたします。

---

#### ◎日程の追加

○議長(橋爪英夫君) 先ほどの休憩中に橋爪英夫から一身上の都合により行財政改革推進特別委員会委員を辞任したいとの辞任願が提出されております。

行財政改革推進特別委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第8とし、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋爪英夫君) 異議なしと認めます。

したがって、行財政改革推進特別委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第8とし、直ちに議題とすることに決定しました。

---

#### ◎行財政改革推進特別委員会委員の辞任について

○議長(橋爪英夫君) 追加日程第8、行財政改革推進特別委員会委員の辞任についてを議題といたします。

お諮りします。橋爪英夫申し出のとおり辞任を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認めます。

したがって、橋爪英夫議員の行財政改革推進特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

行財政改革推進特別委員会委員の辞任願は、ただいまの会議で許可されましたのでお知らせいたします。

---

#### ◎日程の追加

○議長（橋爪英夫君） 先ほどの休憩中に茂木恒二議員から一身上の都合により議会広報対策特別委員会委員を辞任したいとの辞任願が提出されております。

議会広報対策特別委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第9とし、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議会広報対策特別委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第9とし、直ちに議題とすることに決定しました。

---

#### ◎議会広報対策特別委員会委員の辞任について

○議長（橋爪英夫君） 追加日程第9、議会広報対策特別委員会委員の辞任についてを議題といたします。

地方自治法117条の規定により茂木恒二議員の退場を求めます。

（8番 茂木恒二君 退場）

○議長（橋爪英夫君） お諮りいたします。茂木恒二議員の申し出のとおり辞任を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認めます。

したがって、茂木恒二議員の議会広報対策特別委員会委員の辞任を許可することに決定し

ました。

茂木恒二議員の入場を許可します。

(8番 茂木恒二君 入場)

○議長(橋爪英夫君) 茂木恒二議員に申し上げます。

議会広報対策特別委員会委員の辞任願は、ただいまの会議で許可されましたのでお知らせいたします。

---

#### ◎日程の追加

○議長(橋爪英夫君) 先ほどの休憩中に橋爪英夫から一身上の都合により東日本大震災復興対策特別委員会委員を辞任したいとの辞任願が提出されております。

東日本大震災復興対策特別委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第10とし、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋爪英夫君) 異議なしと認めます。

したがって、東日本大震災復興対策特別委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第10とし、直ちに議題とすることに決定しました。

---

#### ◎東日本大震災復興対策特別委員会委員の辞任について

○議長(橋爪英夫君) 追加日程第10、東日本大震災復興対策特別委員会委員の辞任についてを議題といたします。

お諮りいたします。橋爪英夫申し出のとおり辞任を許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(橋爪英夫君) 異議なしと認めます。

したがって、橋爪英夫の東日本大震災復興対策特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

東日本大震災復興対策特別委員会委員の辞任願は、ただいまの会議で許可されましたので

お知らせいたします。

---

#### ◎日程の追加

○議長（橋爪英夫君） 先ほどの休憩中に橋爪英夫から一身上の都合により中学校統合等対策特別委員会委員を辞任したいとの辞任願が提出されております。

中学校統合等対策特別委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第11とし、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認めます。

したがって、中学校統合等対策特別委員会委員の辞任についてを日程に追加し、追加日程第11とし、直ちに議題とすることに決定しました。

---

#### ◎中学校統合等対策特別委員会委員の辞任について

○議長（橋爪英夫君） 追加日程第11、中学校統合等対策特別委員会委員の辞任についてを議題といたします。

お諮りいたします。橋爪英夫申し出のとおり辞任を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認めます。

したがって、橋爪英夫の中学校統合等対策特別委員会委員の辞任を許可することに決定しました。

中学校統合等対策特別委員会委員の辞任願は、ただいまの会議で許可されましたのでお知らせいたします。

---

#### ◎日程の追加

○議長（橋爪英夫君） お諮りいたします。特別常委員会委員の補充についてを日程に追加し、追加日程第12とし、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認めます。

したがって、特別委員会委員の補充についてを日程に追加し、追加日程第12とし、直ちに議題とすることに決定しました。

---

#### ◎特別委員会委員の補充について

○議長（橋爪英夫君） 追加日程第12、特別委員会委員の補充についてを議題といたします。

特別委員会委員の補充については、委員会条例第7条第4項の規定により、お手元に配付のように指名したいと思います。

朗読をお願いいたします。

事務局長。

○議会事務局長（田中康夫君） 朗読します。

特別委員会委員の補充について 東吾妻町議会委員会条例第7条第4項の規定により、特別委員会委員を次のように指名する。平成25年5月13日 東吾妻町議会議長 八ッ場ダム対策特別委員会 青柳はるみ議員、行財政改革推進特別委員会 菅谷光重議員、議会広報対策特別委員会 佐藤聡一議員、東日本大震災復興対策特別委員会 菅谷光重議員、中学校統合等対策特別委員会 菅谷光重議員。以上です。

○議長（橋爪英夫君） ただいま朗読のとおり選任したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいま朗読のとおり特別委員会委員に選任することに決定いたしました。以上で特別委員会委員の補充についてを終わります。

◎日程の追加

○議長（橋爪英夫君） お諮りいたします。この際、議席の変更の件を日程に追加し、追加日程第13として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認めます。

したがって、議席の変更の件を日程に追加し、追加日程第13として、直ちに議題とすることに決定しました。

---

◎議席の変更について

○議長（橋爪英夫君） 追加日程第13、議席の変更の件を議題といたします。

議席は、会議規則第4条の規定により、議長において指名したいと思います。

1番、橋爪英夫、14番、菅谷光重議員、以上のおり議席を変更いたします。

暫時休憩とします。

（午後 2時41分）

---

○議長（橋爪英夫君） 再開いたします。

（午後 2時43分）

---

◎日程の追加

○議長（橋爪英夫君） お諮りいたします。この際、閉会中の継続審査（調査）事件についてを日程に追加し、追加日程第14として、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査（調査）事件についてを日程に追加し、追加日程第14として、直ちに議題とすることに決定しました。

---

◎閉会中の継続審査（調査）事件について

○議長（橋爪英夫君） 追加日程第14、次期定例会までの閉会中の継続審査（調査）事件についてお手元に配付のように各委員会から申し出がありました。

お諮りいたします。各委員会から申し出のように閉会中の継続審査（調査）事件として決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認めます。

したがって、閉会中の継続審査（調査）事件が決定しました。

---

○議長（橋爪英夫君） お諮りいたします。会議規則第45条の規定に基づき、本開議の結果、その条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理は議長に一任することに決定いたしました。

---

○議長（橋爪英夫君） お諮りいたします。本臨時会に付された事件は全て終了いたしました。

したがって、会議規則第7条の規定により、これをもって閉会としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（橋爪英夫君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会はこれをもって閉会することに決定いたしました。

---

◎閉会の宣告

○議長（橋爪英夫君） これをもって本日の会議を閉じ、平成25年第1回臨時会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（午後 2時45分）

地方自治法第123条の規定により下記に署名する。

平成 年 月 日

東吾妻町議会議長 橋 爪 英 夫

東吾妻町議会前議長 菅 谷 光 重

東吾妻町議会前副議長 須 崎 幸 一

署名議員 佐 藤 聡 一

署名議員 根 津 光 儀

署名議員 樹 下 啓 示